

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該が休日には、
当たる翌日)

告示

示

鳥取県告示第六百九十一号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十一月鳥取県条例第三十四号）第十三條第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次とおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年六月二十五日

鳥取県知事 西 尾 順 次

◇告示

青少年に有害な図書類の指定

保険医療機関等の指定

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

漁船損害等補償法による漁船の普通損害保険付保義務の同意

収入証紙の小売りさばき人の指定

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

鳥取県指定保護文化財の指定

鳥取県指定無形民俗文化財の指定

鳥取県指定天然記念物の指定

砂利採取業務主任者試験の実施

正誤

◆正誤

◆正誤

鳥取県告示第六百九十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険

指定番号	種別	題名	号	発行記号等	表示された発行所名
1978	雑誌その他 の刊行物	漫画ラブレター	7月号	雑誌 5—7	鐵笠舎出版社
1979	"	漫畫聖少女館	7月号	雑誌 3—7	ミリオン出版株
1980	"	漫畫カルメン	7月号	雑誌 3—7	株式会社蒼龍社

医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十一年六月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年六月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
川田内科医院	米子市上福原一八四八一一	昭和六十一年五月二十一日
荻原歯科医院	鳥取市元町二三七	昭和六十一年五月十五日

鳥取県告示第六百九十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年六月二十五日

鳥取県告示第六百九十三号

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
尾崎内科医院	鳥取市立川町二丁目四〇六	昭和六十一年六月十五日
浜田産婦人科医院	米子市西福原三〇	昭和六十一年六月二十五日
尾西小兒科医院	倉吉市上井町一丁目一九七	昭和六十一年六月十五日
鳥取県西部口腔衛生センター	米子市東福原六三六一五	"
森歯科医院	鳥取市今町二丁目二五一	昭和六十一年六月十七日
神鳥眼科医院	米子市博労町四丁目三三一	昭和六十一年六月十五日
前川歯科医院	鳥取市湖山町北一丁目五〇八	"
中部薬局	倉吉市宮川町一七四一一五	"
アサヒ内科クリニック	鳥取市永楽温泉町二七一	"

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
川田内科医院	米子市上福原一八四八一一	全国	昭和六十年五月二十一日
萩原歯科医院	鳥取市元町二二七	"	昭和六十年五月十五日

鳥取県告示第六百九十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年六月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
池 田 真 也	鳥国医第三、二四一號	昭和六十一年五月十三日
進 藤 康 文	鳥国薬第五七四號	昭和六十一年五月十四日

昭和六十一年六月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

東加入区

浦富加入区

田後加入区

網代加入区

福部加入区

賀露加入区

酒津加入区

浜村加入区

夏泊加入区

青谷加入区

泊加入区

赤崎加入区

淀江加入区

鳥取県告示第六百九十七号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年六月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定年月日	指定番号住	所	名 称	売りさばき場所
昭和六十年六月 二十四日	四五二 敷東一三三八一	米子市車尾字倉 互銀行米子東支 店	株式会社松江相 東一三三八一二	米子市車尾字倉敷 株式会社松江相互
"	四五三 口一九六一一	日野郡溝口町溝 行溝口支店	株式会社鳥取銀 一九六一一	日野郡溝口町溝口 銀行米子東支店
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

一項の規定により告示する。

昭和六十年六月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前田忠雄

鳥取県選挙管理委員会委員長 前田忠雄

鳥取県選挙管理委員会告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十年六月二十五日

昭和六十年六月二十五日

政治団体の名称	氏代表者名	会計責任者氏名	所在地主たる事務所の	年月日出
自由民主党鳥取県地方行政支部	野津英頭	岡本善徳	鳥取市八坂二〇五	昭和五六年十一月三十日
江府町を愛する会	藤田一男	森田康弘	日野郡江府町大字江尾二〇五〇一二	昭和五六年五月八日
鳥取県珠算普及会	植田隆	西尾英治	米子市角盤町三丁目七〇	昭和五六年五月三十日
藤谷正太郎後援会	藤谷美知子	八頭郡智頭町大字原二六	江府町大字原二六	昭和五六年五月三十日
石破しげる鳥取市後援会	松村恒男	下田喜久治	鳥取市戎町四一八	昭和五六年五月三十日
宇田川義徳後援会	廣田敏男	藤谷美知子	八頭郡智頭町大字原二六	昭和五六年五月三十日
朝原辰雄後援会	大嶋力	山口輝久	島六四一北条町大字東伯郡	昭和五六年五月三十日
石坂孝義	坂根忠	倉吉市西倉吉町一	島六四一北条町大字東伯郡	昭和五六年五月三十日
十年昭八月二十日	十年昭七八月二十日	六年昭五六月二十日	五年昭五六月二十日	昭和五六年五月三十日
"	"	"	"	"

備考 支部の政治他の

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党北条 町支部	代表者の氏名	大嶋 力	別所 正徳	昭和六十年五月五日	支部の
"	主たる事務所の所在地	東伯郡北条町 三一土下一六	東伯郡北条町 五一大字弓原六〇	"	"
県遊技連支部 石破しげる後援会	代表者の氏名	伊藤 勝聰	谷口 豊治	"	"
谷本正和後援会	代表者の氏名	松本 隆	中原 明	昭和六十年五月三十一日	その他の団体

鳥取県選挙管理委員会告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年六月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前田忠雄

防社	豪国青年連盟國	古市 武士	平田 正人	鳥取市秋里四一九	"
援会	上根じいなう後	河崎 重美	小玉 正猛	鳥取市賀露町八七	昭和六十一年五月十日
"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"

鳥取県選挙管理委員会告示第四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の收支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十一年六月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前田忠雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考	収入・支出の総額	政治団体の名称	政治団体の収支報告書の要旨
山崎修後援会	山根 幹生	岩指 紀久	米子市岡成八八一	昭和六十年五月七日	その他の団体	0円	豪国青年連盟国防社	1 収入総額 0円
憂国社	三宅捨次郎	山崎 昭	倉吉市上井二八一	"	"	0円	豪国青年連盟国防社	2 支出総額 0円
							報告年月日 昭和60年5月7日 (昭和60年5月2日解散)	報告年月日 昭和60年5月7日 (昭和60年5月2日解散)
							1 収入総額 0円	収入・支出の総額 0円
							2 支出総額 0円	2 支出総額 0円

政治団体の名称 上根とらぞう後援会

報告年月日 昭和60年5月11日
(昭和60年4月30日解散)

収入・支出の総額

1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十一月鳥取県条例第五十号）第二十五条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定無形民俗文化財の指定をする。

昭和六十一年六月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第九号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十一月鳥取県条例第五十号）第四条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をする。

昭和六十一年六月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

工芸品の部

梵鐘	名 称	員 数	寸 法、材質その他の特徴	物 件 の 所 在 地	所有者	所有者の住 所
一口		一 口	総高 一一七センチメー	西伯郡大山町大山九	大山寺	西伯郡大山町大山九
口 径	身 高	龍頭高 一四センチメー	トール 九五センチメー	西伯郡大山町大山九		
径	身 高	七三・二センチメー	トール メートル			

鳥取県教育委員会告示第十一号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十一月鳥取県条例第五十号）第三十条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定天然記念物の指定をす

る。

昭和六十一年六月二十五日

名 称	特 徵	所 在 地	保 譲 団 体
旧暦の三月三日の夕方に、男女一対の紙びなを棧橋などに載せ、川に流す行事。	用瀬のひな	八頭郡用瀬町	用瀬町を中心とし東部に広く伝わつており、本来女性の無病息災の祈願であつたものが、今日では一切の災厄を払い流すことを祈願するようになつたと考えられてゐる。
			用瀬民俗保存会

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

試験科目目

試験の時間
午前10時から
正午まで

名 称	地積及び形状	所 在 地	所有者	所有者の住所
長寿寺・落合神社の樹叢	地積 一・〇五五ヘクタ ー 形状 斜面上部・尾根部 にはスダジイの大木、セチノキ、ヤブツバキが、斜面下 方にタブノキ、カキなどがあり、階層構造を示す常緑広葉樹林である。	西伯郡西伯町大字落合字檜塔山 五〇九	長寿寺	西伯郡西伯町 六字落合田

ア サ利の採取に関する法令 イ サ利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)
--

2 試験の期日及び場所

- (1) 試験の期日 昭和60年7月31日(水)
 (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県職員会館第2会議室及び第3会議室

3 受験手続

次の書類を最寄りの土木事務所に提出すること。

- (1) 受験願書
 (2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、土木事務所に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(3) 写真

手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものと願書に添付すること。

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 4,400円

- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄に
はり付けること。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験科目及び試験の時間

昭和60年6月25日

5 受験願書の提出期間

昭和60年7月1日（月）から同月13日（土）まで（郵送の場合は、昭和60年7月13日（土）までの消印のあるものは、有効とする。）

6 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

7 不明な点は、最寄りの土木事務所に問い合わせること。

出

點

昭和60年6月鳥取県告示第六百六十七号（公有水面の埋立ての免許の出願について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行	誤	正
六 六 六 七 八	十一 十一 鳥ヶ島灯台 鳥ヶ島灯台	鳥ヶ島灯台 鳥取港灯台 鳥取港灯台